

「扇山小学校いじめ防止基本方針」（扇山小学校いじめZERO運動方針）

令和3年5月19日

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、扇山小学校の児童一人一人が伸び伸びと成長でき、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「扇山小学校いじめ防止基本方針」（扇山小学校いじめZERO運動方針）を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

I いじめに対する基本的な考え方

1 いじめとは（いじめ防止対策推進法、富良野市いじZERO(ゼロ)推進基本方針等を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に問わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

いじめ防止対策推進法（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされいる疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 【脅迫・名誉毀損・侮辱】
- ・金品をたかられる。 【恐喝】
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 【刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要】
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 【暴行・傷害】
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 【暴行】
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 【窃盜・器物破損】
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 【強要・強制わいせつ】
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 【名誉毀損・侮辱】

2 いじめ防止への基本認識

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組み、児童一人一人がより良く成長できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくすることを旨とする。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

具体的な基本認識

- ①いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりうるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の教育観・児童観や指導の在り方が問われている問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめ防止対策

いじめ問題に取り組むにあたっては、日々の「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

I 未然防止

いじめ問題では、未然防止の観点が重要であり、すべての児童が、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

《教職員が児童に対して》

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行い、また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や「児童一人一人がかけがいのない存在である」といった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせるることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

《教職員自らが》

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うこと努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育と学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。

- ・児童一人一人の変化に気づく、敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・児童と共に笑い、涙し、怒り、場を共にする師弟同行・師弟同汗に努める。

《学校全体として》

- ・校長、教頭は教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実、読書や体験などの推進に取り組ませるとともに、学級指導と関連を図り全校集会などで「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・積極的な生徒指導（共感的な人間関係、自己選択、自己実現・自己有用感）を推進する。
- ・人権擁護委員との連携を図り、命や人権を尊重する人権教育の充実に努める。
- ・豊かな心を育てる道徳教育の充実を図る。
- ・生徒指導部は、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図るとともに、月例会を開催し子どもの変化や配慮が必要な児童についての情報と指導方法の共有に努める。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめに関するアンケートを実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有するとともに、「いじめ問題」に対する校内研修を実施する。
- ・児童会担当者は、「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・生徒指導部は、いつでも、誰にでも相談できる体制を整え、定期的な教育相談の充実に努める。
- ・養護教諭は教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《保護者・地域住民に対して》

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、道徳授業の地域公開、PTAの諸会議、扇山子どもネットワーク、おやじの会、学校関係者評議会議等で伝え、理解と協力をお願いする。

2 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童の信頼関係の構築に努めることが重要である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを肝に銘じ、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが大切である。

また、すべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民とも連携して情報を収集することが大切である。

《早期発見の手立て》

- ・児童がいる所には教職員がいる。～日々の観察～
- ・集団を見る視点をもつ。～学級内にどのようなグループがあるか。グループ内の人間関係の変化を把握する。～
- ・児童や保護者と積極的に会話・連絡を取る。～日記の活用等～
- ・教育相談と教職員の声かけ。～日常的・定期的な教育相談と何でも話せる関係つくり～
- ・アンケートの実施。～いじめられている児童にとってアンケートへの記入は難しい。アンケートはあくまで発見の手立ての一つである。～
- ・相談してきた児童へは細心の注意を払う。～児童が教職員や保護者にいじめについて相談するのは非常

に勇気がある。「チクった」とさらにいじめが助長される可能性もある。～

《教職員が児童に対し》

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめている児童には、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかに気づかせる指導を行う。

《教職員は》

- ・様子に変化が感じられる児童には、積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようとする。
- ・休み時間や昼休み、放課後などでは、児童とのふれあいを大切にする。
- ・日頃からアンテナを高くし、児童が示す小さなサインを見逃さないようにする。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する児童との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつも何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞くようとする。

《学校全体として》

- ・児童の様子を全教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制の下に行う。
- ・「いじめ問題」については、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・生徒指導部は、休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の校区内巡回において、児童が生活する場の異常等の有無を確認する。
- ・電話相談窓口について周知する。
- ・いじめ防止対策委員会は、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、その背景等を把握しながら、当該児童の成長を判断基準に毅然とした態度で指導します。
- ・いじめ防止対策委員会は、事実関係を正確に当該の保護者へ伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携しあっていくことを伝える。

III 校内体制（組織的対応） 「扇山小学校いじめ防止対策委員会」

1 構成

◎生徒指導主事 ・教務主任 ・TT教諭 ・道徳教育推進教諭 ・養護教諭 ・該当学年等
(スクールカウンセラー ソーシャルワーカー 学校医 P役員 警察等) ・教頭 ・校長

2 業務内容

- ・いじめアンケート実施・未然防止・早期発見
- ・いじめに対する 事実確認、対応、関係機関への報告及び必要な措置
※いじめの事案の状況に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
※犯罪行為があった場合には、監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。
※事案によっては、学年及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば当事者の同意を得た上で文書の配布や保護者会の開催を実施する。
※事案によっては、マスコミ対応の窓口を管理職として、誠実な対応に努める。

3 いじめが起こったときの組織的対応マニュアル

